

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁸〕法人税その⑤

食事券を購入及び使用した場合の取り扱いについて

Q この度、取引先の飲食店が販売している食事券を会社で購入することにしました。購入時や実際に使用する場合の経理処理について教えてください。

A 食事券については、基本的に商品券と同様に考えれば良いと思われます。商品券と言ってもいわゆる「商品券」から、「ギフトカード」「ビール券」「旅行券」「図書カード」等様々なものがありますが、会計上の処理は特別な場合を除き名称の如何を問わず同じに考えることができます。

食事券は買った時と使った時で、またはその使用目的で会計上の処理が異なります。

1. 食事券(10,000円)を購入した時
購入した時は以下のような仕訳をします。
貯蔵品(資産科目)10,000 / 現金 10,000

* 上記の科目名称はそれぞれの企業の勘定科目によって異なりますが、流動資産科目として計上します。

なお、商品券、ギフト券、旅行券のほかテレホンカードなどのいわゆるプリペイドカードの譲渡は、物品切手等の譲渡として非課税とされています。

(注) 商品券などの譲渡に課税すると、最終的に提供を受ける商品やサービスが同じ一つのものであるにもかかわらず、二重に課税されることになります。したがって、このような二重課税を避けるために商品券などの譲渡には課税しないことになっています。

2. 食事券を使った時

食事券を使った時は、その使用目的によって処理が異なります。

(1) 贈答用として使用した場合

交際費 10,000 / 貯蔵品 10,000

(2) 自社で消費した場合

福利厚生費 9,091 / 貯蔵品 10,000

仮払消費税 909 /

(3) 特定の社員へ支給した場合

給与 10,000 / 貯蔵品 10,000

商品券など物品切手等を用いる取引では、物品切手等の購入は非課税とされ、後日、物品切手等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた時が課税の時期となります。

すなわち、仕入れに含まれる消費税額の控除は、商品券などを購入した時ではなく、後日その商品券などを使って実際に商品の購入又はサービスの提供を受けた者が、その時に行うこととなります。

なお、事業者が自ら使う商品券などで継続して購入した日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合は、その経理処理が認められることとなります。

事業者が自ら使う商品券などを購入した場合の控除する消費税額は、引換を受けた商品やサービスの価格ではなく、物品切手等の購入に要した金額をもとに計算することとなります。

3. 使用しないまま決算期を迎えた場合

贈答用として購入し、購入時に交際費として処理した場合で、使用せずに決算期を迎えた場合は、交際費から貯蔵品へ仕訳します。自社消費や従業員へ支給目的で購入時の処理をした場合で、使用せずに決算期を迎えた場合も同様です。

貯蔵品 10,000 / 交際費 10,000

(税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

令和2年度 全法連功労者表彰伝達式に關しまして

6月9日開催予定の(一社)長野県法人会連合会第8回通常総会は新型コロナウイルスの影響により開催されず、決議の省略となりましたので、同日開催予定であった『全法連功労者表彰』の伝達式も執行することが出来ませんでした。つきましては当誌面にて本年度の受賞者をご報告いたします。誠にありがとうございました。

副会長・豊科部会長	高山 政登 氏(有)高山自動車板金)
理事・上土部会長・総務委員	増田 博志 氏(株)増田)
理事・中央部会長・組織委員	手塚 勝彦 氏(株)中惣)